

令和 7 年 3 月 4 日全員協議会資料

基金運用に関する報告

1. 確認の経緯

本年 1 月に市が保有する基金のうち債券において、価格下落により約 23 億円の含み損（令和 6 年 9 月）を抱えており、昨年、一部売却により損失が生じ財政の硬直化を懸念する新聞報道がなされた。これに先だって、12 月定例議会でも同様のことが質問されており、現況に至った主な起因と思われる平成 30 年度から令和 2 年度にかけて購入した債券の購入経緯等を確認した。

2. 確認期間

令和 7 年 1 月 6 日～令和 7 年 2 月 3 日

3. 確認すべき内容

平成 30 年度から令和 2 年度にかけて購入した債券の購入経緯等

- ①法令及び資金管理運用方針等に則って事務が適正に行われたか
- ②意思決定のプロセスに問題はなかったか
- ③内部統制が機能していたか

4. 確認方法

起案文書等書面による確認及び聞き取り

5. 債券の購入経緯等

①起案文書等書面による確認

市の債券運用は、以前から社債を中心に原則満期償還まで保有し、その間配当金を得るという方法であったが、平成 30 年度に基金総額の確保の観点から利率が高い債券を購入し、購入した債券の途中売却を実施すること、それに加えて国債（20 年債及び 30 年債）の売買を行うことが方針決定された。これにより平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、有利性が高い償還期間が 20 年及び 30 年の長期国債及び社債を短期間で集中的に購入し途中売却することで大きく収益を挙げた。一方、基金総額に占める現金の割合が著しく低下したため、その後の資金需要を表す中期財政見通しを勘案すると流動性の確保が懸念されることになった。その後、市場金利の上昇に伴い債券価格が下落し含み損が発生したため、額面 72 億円分の債券について途中売却が難しくなっていった。

また、社債の運用は、保有する債券より利率が高い債券が証券会社から提案があれば

債券引合（入札）を利用して売却し入れ替えを行う方法などが採られていた。社債の購入については、事前に会計課による起案、財政調整課の合議、副市長、市長の決裁により意思決定がされていた。売却については、事前及び報告として会計課による起案、財政調整課の合議（供覧）、副市長、市長の決裁がされていた。

国債の運用は、購入について事前に起案文書による意思決定を行ったことを確認することができなかった。会計管理者事務引継書によると基準単価が短時間で目まぐるしく変わるために想定する単価で購入が難しいこと及び信用リスクがほぼ考えられないことを理由として、決裁を取っていなかった。実際、国債は短期間で頻繁に売買を行ったことが確認できた。売却及び購入後に、報告として会計課による起案、財政調整課の合議（供覧）、副市長、市長の決裁がされていた。

また、基金に属する現金を有価証券に代える場合は、財務規則第261条第2項に基づき基金管理者である財政調整課長が会計管理者に協議の上で行うと規定されているが、これまでの慣例により会計管理者がその事務を行っていた。

資金管理運用会議については、令和元年度は、資金管理運用会議は一度も開催されていなかった。令和2年度は、令和2年12月24日に1回開催されていたものの、議題は短期資金調達の現況等についてであり、債券売買についての協議は行われていなかった。

②在職の職員からの聞き取り

現在保有している社債（光通信）は、購入前に保有していた社債より利率が高いものになっていることから、利金収入目的で満期保有を想定していたと考えられる。しかし、20億円を一度に購入しているものの、購入先は4社の証券会社にわたり、金額も10億、5億、3億、2億円とばらついている。その理由は不明だったが、当時の会計課職員に確認したところ、証券会社ごとの基金の取り扱い金額に偏りが出ないように気を配っていたことがわかった。

資金需要の見通しについては、平成30年度及び令和元年度の中期財政見通しの中で、その後5年間の基金取崩額、積立額、残高の推移が示されており、会計課と財政調整課で事前協議はされていたが、それに応じた現金保有額を示す厳格な資金計画等は確認できなかった。財政調整課は、会計課から債券の売却及び購入後の状況が起案文書により毎月報告されたことや、月次報告により債券比率がかなり高まっていることを確認し、その後の流動性の確保が懸念されたため、債券の売却を要請していたが、実行はされなかった。

6. 確認結果

以上のことから平成30年度から令和2年度の債券購入に関する意思決定のプロセスにおいて、事務処理上の不備があったと判断する。このため内部統制が機能せず、結果的にその後の資金需要に対応するための基金現金の確保が懸念されることになった。今

後は基金運用について、法令及び資金管理運用方針等に基づき適正な事務処理を行うことを徹底する。資金管理運用会議による合意形成、内部統制を念頭に置き、組織のガバナンスが機能するよう、また関係職員の研修等による人材育成の強化や必要に応じて専門的知見が得られる環境を整える。